

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和元年10月～12月)

10月

7～9日

○行政調査（地方創生：長岡市，藤枝市）

15～18日

○中央要望活動及び行政調査（桜島爆発：東京都区内，草津町）

16～18日

○行政調査（都市整備：吹田市，横浜市）

24・28日

○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況，各種補助事業等の活用について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組みについて協議

29日 ○議運委 令和元年第4回市議会定例会，台風19号による災害に対する本市議会の対応について協議

30日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過，桜島火山の爆発回数及び降灰量等，桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応，桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け，質疑。今後の委員会の取組みについて協議

11月

1日 ○総消委 請願1件を審査

○市健福委 陳情3件を審査。陳情第54号を不採択。報告事項として，市立幼稚園における3年保育及び預かり保育事業の実施，鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑

5～8日

○産観企委 平成30年度各企業会計決算の議案6件を審査し，原案可決及び認定。陳情第53号の取下げを確認。報告事項として，鹿児島市中央卸売市場業務条例の取引ルール等に係る見直し案のパブリックコメント手続の実施，労働基準監督署による是正勧告及び改善指導，鹿児島市交通事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施，「天文館バス停留所のりば」の一部移設について説明を受け，質疑

5～8・11～18日

○決算委 平成30年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し，いずれも認定

25日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題，鹿児島港本港区の課題，河川改修，港湾整備，バイ

パス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

29日 ○議運委 令和元年第4回市議会定例会（会期日程，会議録署名議員，12月4日の本会議運営），令和元年度議員研修会について協議

12月

第4回定例会 令和元年第4回市議会定例会は，12月4日から12月23日までの20日間にわたって開かれた。

この定例会では，鹿児島アリーナなど7施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ，旅館業の施設のうち共同浴室の衛生措置の基準等を改める「鹿児島市旅館業法施行条例一部改正の件」，かごしま健康の森公園にパークゴルフ場を設置し使用料等を定める「鹿児島市公園条例一部改正の件」，東京2020オリンピック聖火リレー実施事業等を含む「令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）」など議案27件を議決した。

また，閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた平成30年度一般会計，特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

4日 ○本会議 第4回定例会の会期を20日間と決定。平成30年度決算関係議案15件について，決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。平成30年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案9件については，起立表決（電子表決）の結果，いずれも原案可決並びに認定。その他の議案6件についても，いずれも原案可決並びに認定。鹿児島市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例制定の件など議案27件を一括上程。市長提案説明

6日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等，議案の付託，陳情の付託，台風19号による災害に対する本市議会の対応について協議

10日 ○本会議 個人質疑（5人）

○議運委 個人質疑発言通告について協議

11日 ○本会議 個人質疑（5人）

12日 ○本会議 個人質疑（5人）

13日 ○本会議 個人質疑（1人）。議案27件を関係常任委員会に付託

○総消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案4件を審査し，いずれも原案可決。請願1件を審査。請願第3号を不採択。報告事項として，「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑

○市健福委 鹿児島市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例制定の件など議案4件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，令和元年6月末からの大雨に係る災害対応の検証と改善，市民文化ホールの使用休止，「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施，旧改新小学校

施設利用者選定結果、プレミアム付商品券購入引換券の交付申請期限の延長、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

○産観企委 土地改良事業の施行に関する件など議案14件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市中央卸売市場業務条例の取引ルール等に係る見直し案のパブリックコメント手続の実施結果、「鹿児島ユナイテッドFC」トレーニング施設に係る市有地の無償貸付の検討、観光交流局所管施設の指定管理者募集、鹿児島労働基準監督署からの是正勧告及び改善指導に対する対応状況、鹿児島駅前停留場整備事業に伴う観光電車「かごでん」の運行見直し、桜島港交通広場整備工事に伴う市営バス停留所の乗降場所の変更、公共下水道事業（雨水）の地方公営企業法の適用について説明を受け、質疑

○建設委 公有水面埋立てについての意見に関する件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、公共下水道事業（雨水）の地方公営企業法の適用、吉野第二地区地区計画策定に関する住民意識調査の実施、谷山駅周辺地区土地区画整理事業施工地区内における土壌汚染、谷山駅周辺地区土地区画整理事業に係る「仮換地指定処分取消請求事件」の判決及び「仮換地指定処分取消請求控訴事件」について説明を受け、質疑

○環文委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、衛生処理センター及び地域下水道包括的運營業務委託、教育委員会活動の点検・評価報告書、鹿児島市立まちなか図書館（仮称）基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

19日 ○議運委 閉会中の継続調査の件、12月23日の本会議運営、井上委員からの発言について協議

23日 ○本会議 鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定の件など議案27件について、5 常任委員長の審査報告。討論（1人）。特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案8件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案19件についても、いずれも原案可決。請願1件・陳情2件を一括上程。請願1件・陳情1件についてはいずれも不採択。陳情1件の取下げを承認。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。森市長及び山口議長あいさつ

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総 消 委・・・・・・・・・・総務消防委員会
 市健福委・・・・・・・・・・市民健康福祉委員会
 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会

建 設 委	・ ・ ・ ・ ・	建設委員会
環 文 委	・ ・ ・ ・ ・	環境文教委員会
議 運 委	・ ・ ・ ・ ・	議会運営委員会
桜島爆発	・ ・ ・ ・ ・	桜島爆発対策特別委員会
都市整備	・ ・ ・ ・ ・	都市整備対策特別委員会
地方創生	・ ・ ・ ・ ・	地方創生に関する調査特別委員会
決 算 委	・ ・ ・ ・ ・	決算特別委員会

令和元年第 4 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 3 号	受 理 年 月 日	令元. 6. 12
件 名	所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出について		
結 果	令和元. 12. 23 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	総務消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられているが、日本の税制上、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、家族従業者の働き分(自家労賃)は必要経費として認められていないことから、家族従業者の人権保障のため、国会及び関係府政庁に対し、同条の廃止を求める意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、個人事業においては、家族従業者への対価は、それが労務に対する対価なのか、あるいは扶養の立場からの家計的な支払いなのかを明確に区別することは困難であることから、原則として同条により、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む事業に従事した場合に受ける対価は、その居住者の事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しないとされている。ただし、同法第 57 条では、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で、専らその事業に従事するものがある場合は、第 1 項において、青色申告をすることにより、一定の要件のもとに実際に支払った給与の額は、当該事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入されることになっており、また、第 3 項において、それ以外の白色申告の場合は、当該事業に係る所得の金額の計算上、(ア) 配偶者 86 万円、配偶者以外 50 万円、(イ) 事業に係る所得の金額を事業専従者の数に 1 を加えた数で除して計算した金額のいずれか低い金額を必要経費とみなすこととなっている。</p> <p>国においては、平成 31 年 3 月 28 日の参議院財政金融委員会で、同法第 56 条の見直しの検討状況に関する質問に対し、財務省主税局長が「見直しの検討に当たっては、白色申告者について、制度上どの程度の記帳を求めているか、実際の記帳はどうかといった点を踏まえる必要があると考えている。白色申告者には資産の記帳が求められていないといった課題があることや、中には記帳や帳簿等の保存が不十分であるものが見受けられるといった実態があることを承知しており、青色申告者と白色申告者の記帳レベルには依然として違いがあると考えている。同条の見直しについては、白色申告者による記帳及び帳簿等の保存状況や、所得税改革の一環として適正な記帳の確保に向けた方策を講じるとされていることを踏ま</p>			

え、引き続き丁寧に検討を行うべき課題であると考えている。」旨の答弁を行っている。また、同条の廃止については、直近の第200回国会における衆参両院の関係委員会において、請願が審査未了となったほか、令和2年度与党税制改正大綱において、関連する内容は盛り込まれていないとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「遅々として進まない国の議論を前に進めるため、本件については採択したい。」という意見、「本請願については、国の検討状況を踏まえた慎重な審査が求められると考えるが、国においては、同条の見直しについて、白色申告者による記帳及び帳簿等の保存状況や、所得税改革の一環として適正な記帳の確保に向けた方策を講じるとされていることを踏まえ、引き続き検討するとされており、近い将来結論が出る状況にないことから、現段階では、本件については不採択としたい。」という意見、「国における審査がなかなか進んでいないことや、税制改正大綱においても具体化が見られないことが明らかになったが、このような状況を打破するためにも、地方から声を出す必要があると考えることから、本件については採択したい。」という意見、「同条が改正された場合に、白色申告者にとって、現状よりも厳しい対応が求められるとしても、請願提出者は、一定そのことに応える用意があること。また、家族従業者の給与所得を必要経費に算入する先進国の事例が非常に多くあることに鑑み、国会審議を促進させる思いから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

令和元年第4回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第54号	受 理 年 月 日	令元. 6. 25
件 名	国民健康保険の給付制度に傷病手当及び介助手当を加えることについて		
結 果	令和元. 12. 23 第4回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、近年、病気にかかるリスクが高まる中、傷病手当や病気の家族の介助に対する手当などの重要性が増していると考えことから、本市においても、確実な保障により市民生活の安定を図るため、本市国民健康保険の給付制度に、新たに傷病手当と介助手当を加えるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市国民健康保険においては、国民健康保険法第2条に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関し必要な保険給付として、療養の給付のほか、出産育児一時金、葬祭費等を支給しており、これらは法定給付とされている。一方、今回の陳情にある傷病手当及び介助手当については、同法第58条第2項「傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる」という規定に基づく任意給付とされており、これらの給付を行うに当たっては、条例等で定めることが必要であり、その実施は専ら保険者の自主的判断に委ねられているところである。</p> <p>傷病手当等の任意給付を行う保険者は、保険財政に余裕があることが望ましいとされており、本市においては、財源の確保が難しいことに加え、傷病手当に関しては、被保険者の療養のため、一定期間事業または業務に従事できないときに支給するものと解釈されているが、国保の被保険者は、社会保険と異なり、疾病に伴う収入減の形態が多様で、労務不能の概念が明確でないことや、他の国保加入者である年金生活者、無職者等との公平性の観点で疑義があることから、同手当の創設は考えていない。また、介助手当に関しては、国保においては、給付の対象を被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に限定しており、これらに該当しないことなどから、同手当の創設についても考えていないとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			